



中小企業の為の経営のヒント

## 菅原会計通信

2020年6月号

菅原会計税理士法人・菅原行政書士事務所

〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1

TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009

業務時間 平日 AM 9:00～PM 5:00

## マイナンバー通知カードが廃止されました

平成27年10月に発行が始まった通知カード（緑色の紙製）が令和2年5月25日に廃止され、マイナンバーの通知は個人番号通知書を送付する方法により行われます。

既に通知カードをお持ちの方については、当該通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、引き続き通知カードを、マイナンバーを証明する書類として使用できます。

引っ越し等で記載事項に変更があった場合、通知カードは使用できなくなりますので、マイナンバーカード（写真入り）をお持ちでない方はマイナンバー入りの住民票を、マイナンバーを証明する書類として使用するようになさいます。

### ★マイナンバーカードの申請方法

通知カード廃止後であっても、通知カードに同封された交付申請書をお持ちの場合は、スマホやパソコンでマイナンバーカードのオンライン交付申請が可能です。

通知カードに同封された交付申請書を紛失されている場合でも、

(1) QRコード付きの交付申請書をお住まいの市区町村で入手し、オンライン交付申請をすることができます。

(2) 専用サイトから手書き用の交付申請書をダウンロードした上で、郵送による交付申請をすることも可能です。

(西口 記)

\*\*\*\*\*

### 住民税の特別徴収税額決定通知書

令和2年6月分より従業員の給与から天引きしている市県民税額が変更になります。

確定申告の期限が延長された関係で後日、変更通知書が届く場合がありますのでご注意ください。

